

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」 (昭和32年厚生省令第15号)に基づく揭示事項

令和7年4月1日現在
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター附属病院

【入院基本料に関する事項】

○一般病棟

1日に各病棟4～14人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
時間帯毎受け持ち等詳細は病棟に掲示しています。

○結核病棟

1日に病棟4人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
時間帯毎受け持ち等詳細は病棟に掲示しています。

【入院時食事療養に関する事項】

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の基準を満たした食事を提供しています。

また、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。

【保険外併用療養費等に関する事項】

○特別の療養環境の提供

料金	病 室 (号室)	備考
1日につき 19,800円	432、532	個室
1日につき 6,600円	325、326、327、425、426、427、428、430、431、 475、476、477、525、526、527、528、530、531、 601、602、603、605、621、622、623	個室

○初診料

他の病院等からの紹介状を持たないで来院した患者様については、保険負担外初診費用として医科7,700円、歯科5,500円をそれぞれ負担していただきます。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合を除きます。

○再診料

他の医療機関に当院から紹介状を出す旨の説明を受けた患者様が来院した場合については、保険負担外再診料として医科3,300円、歯科2,090円をそれぞれ負担していただきます。

○180日を超える入院

患者様の事情により長期に入院される場合（結核・精神病棟除く）は180日を超える日から入院料の一部を負担していただきます。ただし、難病等の患者様につきましては、負担はありません。

1日につき 2,720円

【保険外負担に関する事項】

当院では、以下の項目について実費等の負担をお願いしています。

○セカンドオピニオン代

1回 33,000円

○保険会社医師面談料

30分まで 16,500円、1時間まで 33,000円

○緩和ケア病棟入棟時の医師面談料（本人が面談できない場合）

30分まで 16,500円、1時間まで 33,000円

- 遺体処置 11,350 円
- ゆかた 2,200 円
- エックス線フィルム等のCDへの複製料 CD 1 枚につき 1,100 円ほか
- 臓器及び血液幹細胞の移植並びに免疫療法に伴う HLA 検査料

- (1) HLA-A,B・HLA-DR セット 1 回につき 29,410 円
- (2) HLA-A 1 回につき 30,510 円
- (3) HLA-B 1 回につき 30,510 円
- (4) HLA-C 1 回につき 33,810 円
- (5) HLA-DRB1 1 回につき 23,910 円
- (6) HLA-DQA1 1 回につき 21,710 円
- (7) HLA-DQB1 1 回につき 31,830 円
- (8) HLA-DPB1 1 回につき 32,380 円
- (9) キメリズム解析移植前レピシエント 1 回につき 13,460 円
- (10) キメリズム解析移植前ドナー 1 回につき 13,460 円
- (11) キメリズム解析移植後 1 回につき 13,460 円

○診断書等交付手数料

区 分	料 金	区 分	料 金
支払証明書	1 通につき 1,050 円	普通診断書等	1 通につき 2,350 円
通院証明書、その他これに類するもの	1 通につき 1,860 円	保険金等請求のための診断書等	1 通につき 6,750 円

【東北厚生局への届出に関する事項】

当院では、以下の項目について施設基準に適合している旨の届出を行い、所定の診療報酬を算定しています。

○初・再診料

医療 DX 推進体制整備加算 5 / 外来診療料 (情報通信機器を用いた場合)

○入院料等

(一般病棟) 一般病棟入院基本料 (急性期一般入院基本料 1)

(結核病棟) 結核病棟入院料 (7 対 1 入院基本料)

(緩和ケア病棟) 緩和ケア病棟入院料 2

(その他) 救急医療管理加算 / 診療録管理体制加算 2 / 医師事務作業補助体制加算 1 (20 対 1) / 25 対 1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者 5 割以上) / 夜間 100 対 1 急性期看護補助体制加算 / 夜間看護体制加算 / 看護補助体制充実加算 1 / 療養環境加算 / 重症者等療養環境特別加算 / 無菌治療室管理加算 1、2 / 精神科リエゾンチーム加算 / 栄養サポートチーム加算 / 医療安全対策加算 1 / 医療安全地域連携加算 1 / 感染対策向上加算 1 / 指導強化加算 / 患者サポート体制充実加算 / 報告書管理体制加算 (画像部門) / 褥瘡ハイリスクケア加算 / 呼吸ケアチーム加算 / 後発医薬品使用体制加算 2 / データ提出加算 2 / 入退院支援加算 1 / 地域連携診療計画加算 / 入院時支援加算 1、2 / 総合機能評価加算 / 認知症ケア加算 1 イ、ロ / せん妄ハイリスク患者ケア加算 / 入院時食事療養 (I) / 看護職員処遇改善評価料 / 外来・在宅ベース
アップ評価料 (I) / 入院ベースアップ評価料 87 / 術後疼痛管理チーム加算

○指導管理・検査等

外来栄養食事指導料 1 イ / 心臓ペースメーカー指導管理料 / 遠隔モニタリング加算 / 高度難聴指導管理料 / 糖尿病合併症管理料 / がん性疼痛緩和指導管理料 / がん患者指導管理料イ、ロ / 小児運動器疾患指導管理料 / 二次性骨折予防継続管理料 1 イ / 外来腫瘍化学療法診療料 1 イ、ロ / ニコチン依存症管理料 1、2 / 療養・就労両立支援指導料の注 3 に規定する相談体制充実加算 / 医療機器安全管理料 1 / 薬剤管理指導料（入院） / 在宅患者訪問看護・指導料 / 同一建物居住者訪問看護・指導料 / 遠隔モニタリング加算（在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料） / 持続血糖測定器加算 2 / 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 / 造血器腫瘍遺伝子検査 / 遺伝学的検査 / 骨髄微小残存病変量測定 / 検体検査管理加算（Ⅱ） / 血管内視鏡検査加算 / 植入手型心電図検査 / 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト / ヘッドアップティルト試験 / 皮下連続式グルコース測定 / 補聴器適合検査 / コンタクトレンズ検査料 1 / CT 透視下気管支鏡検査加算 / CT 撮影（64 列以上） / 大腸 CT 撮影加算 / 冠動脈 CT 撮影加算 / MRI 撮影 / 心臓 MRI 撮影加算 / 画像診断管理加算 2 / 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 / 外来化学療法加算 1 / 無菌製剤処置料 / 療養生活継続支援加算 / エタノール局所注入 / 人工腎臓 1 / 導入期加算 1 / 透析液水質確保加算 / 下肢末梢動脈疾患指導管理加算 / 慢性維持透析濾過加算 / ストーマ合併症加算 / 麻酔管理料（Ⅰ） / 保険医療機関間の連携による病理診断 / 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製 / 病理診断管理加算 1 / 悪性腫瘍病院組織標本加算

○手術

後縦靭帯骨化症手術（前方進入による） / 椎間板内酵素注入療法 / 脊髄刺激装置埋入術・交換術 / 植入手型骨導補聴器（直接振動型）植入手型 / ペースメーカー移植術 / ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカーの場合） / ペースメーカー交換術 / 植入手型心電図記録計移植術 / 植入手型心電図記録計摘出術 / 大動脈バルーンパイピング法 / 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方） / 内視鏡的逆流防止粘膜切除術 / 胃瘻造設術 / バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 / 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。） / 腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除） / 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術 / 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 / 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術 / 内視鏡的小腸ポリープ切除術 / 経皮的冠動脈形成術 / 経皮的冠動脈ステント留置術 / 人工中耳植入手型 / 人工内耳植入手型 / 植入手型骨導補聴器移植術及び植入手型骨導補聴器交換術 / 肺悪性腫瘍手術 壁側・臓側胸膜全摘術 / 肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍タジオ波焼灼療法 / 輸血管管理料Ⅱ / 輸血適正使用加算 / 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 / 内視鏡による縫合術・閉鎖術（食道縫合術（穿孔、損傷） / 内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術 / 胃瘻抜去術 / 小腸瘻閉鎖術 / 結腸瘻閉鎖術 / 腎（腎盂）腸瘻閉鎖術 / 尿管腸瘻閉鎖術 / 膀胱腸瘻閉鎖術 / 腔腸瘻閉鎖術） / 自己生体組織接着剤作成術 / 通則 5 及び 6 に掲げる手術

○リハビリテーション

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） / 廃用症候群リハビリテーション（Ⅰ） / 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） / 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） / 摂食嚥下機能回復体制加算 2

○歯科

初診料（歯科）の注 1 に掲げる施設基準 歯科初診料 / 歯科外来診療医療安全対策加算 1 / 歯科外来診療感染対策加算 1 / 医療 DX 推進体制整備加算 5 / 初診料（歯科）の注 1 に掲げる施設基準 歯科再診料 / 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） / クラウン・ブリッジ維持管理料